

平成25年 2月13日

資料提供先

福山市政記者クラブ
府中市政記者クラブ

芦田川見る見る館での啓発活動協力団体を募集します

～ 水質改善に向けた啓発活動の取り組み ～

芦田川流域総合啓発作業部会は、芦田川流域をフィールドとして環境啓発活動する地方公共団体及び市民団体や住民等が互いに連携し、水源や水辺の保全、生物多様性の保全、子供たちへの環境教育などに取り組み、流域一帯となった流域協働による啓発活動を推進することを目的として設置されています。

本作業部会では、芦田川流域の啓発活動の一環として、芦田川見る見る館を拠点とした環境保全や教育等について幅広く取り組むことで、地域の自主的かつ積極的な活動の裾野を広げ、水環境改善意識を醸成していくこととしております。

この度、芦田川流域総合啓発作業部会では、平成25年度 見る見る館を拠点とした芦田川流域の環境啓発活動に協力できる団体を募集することとしましたので、お知らせします。

芦田川流域総合啓発作業部会

部会長 田中 宏行

【問い合わせ先】

芦田川流域総合啓発作業部会 事務局

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長

江角 信良

【担 当】調査設計第一課長

山崎 隆洋

TEL(084) 923 - 2628

TEL(084) 923 - 2620(代表) FAX(084) 923 - 2517

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

環境啓発活動協力団体募集要項 概要

■ 施設の所在等

- (1) 施設の名称：見る見る館
- (2) 施設の所在地：福山市御幸町中津原字堀内

■ 募集要項の配布等

- (1) 担当部局

芦田川流域総合啓発作業部会 事務局（福山河川国道事務所 調査設計第一課）
〒720-0031 広島県福山市三吉町四丁目4-13
電話 084-923-2628 FAX 084-923-2557 e-mail fukuyama@cgr.mlit.go.jp

- (2) 募集要項配布

以下のとおり、募集要項等を配布します。

配布期間：平成25年2月15日（金）から3月15日（金）までの平日午前9時から午後5時まで

配布場所：上記（1）及び国土交通省福山河川国道事務所ホームページ

[\(http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/\)](http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/) からのダウンロード

- (3) 募集要項等に関する説明会

日時：平成25年2月22日（金）午後2時～

場所：見る見る館 2階

申込方法：平成25年2月15日（金）から平成25年2月21日（木）までの午前9時から午後5時まで（必着）

「芦田川流域環境啓発活動協力団体募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第2号）」により、以下のとおり申込してください。

申込場所：上記（1）に同じ

- (4) 啓発活動協力団体申請書の提出

受付期間：平成25年2月15日（金）から平成25年3月15日（金）までの午前9時から午後5時まで（必着）に郵送あるいは持参。

※FAXやe-mailでの申請は受付できません。

■ 協力団体の候補の選定

啓発活動の協力団体の候補の決定：平成25年3月下旬（予定）

芦田川流域環境啓発活動協力団体 募集要項

平成25年 2月

芦田川流域総合啓発作業部会

1. 芦田川流域環境啓発活動協力団体募集の目的

芦田川流域総合啓発作業部会（以下、「啓発WG」という。）は、芦田川流域をフィールドとして環境啓発活動する地方公共団体及び市民団体や住民等が互いに連携し、水源や水辺の保全、生物多様性の保全、子供たちへの環境教育などに取り組み、流域一帯となった流域協働による啓発活動を推進することを目的として設置されています。

啓発WGでは、芦田川流域の啓発活動の一環として、芦田川見る視る館（以下、「見る視る館」という。）を拠点とした環境保全や教育等について幅広く取り組むことで、地域の自主的かつ積極的な活動の裾野を広げ、水環境改善意識を醸成していくこととしております。

このため、啓発WGでは、平成25年度において見る視る館を拠点として、芦田川流域の環境啓発活動に協力できる団体（以下「協力団体」という）を募集することとしました。

2. 施設の所在等

- （1）施設の名称：見る視る館
- （2）施設の所在地：福山市御幸町中津原字堀内
- （3）見る視る館の施設を利用できる範囲は、別図－1，2のとおり

3. 利用に関する事項

協力団体が見る視る館を利用するうえで遵守・実施する事項は、以下の事項のとおり。

（1）基本的事項

- ①見る視る館は「水質改善」をテーマにした施設であり、その設置目的に基づいた利用を行うこと。
- ②効率的かつ効果的な啓発活動を行い、経費の節減及び来館者へのサービス向上に努めること。
- ③来館者の安全を第一に考えること。
- ④特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- ⑤個人情報適切な管理を行うこと。
- ⑥来館者等の意見・要望を聴き、来館者へのサービスに反映させること。

（2）啓発活動に関する実施事項

- ①見る視る館を利用した環境にかかる情報発信事業に関すること。
 - ア 管内説明（芦田川流域の概要）
 - イ パックテストによる川の水質調査（経年変化の確認）
 - ウ 高屋川浄化施設説明（各設備の説明）
 - エ その他目的達成に必要な事項
- ②芦田川の環境にかかるイベント支援事業に関すること。
 - ア 芦田川をテーマとしたイベント・企画展・講座の開催
- ③見る視る館のテーマを達成するために必要な事業
 - ア 見る視る館に関わる関係者・各団体の自立・連携・交流の促進

(3) 施設等の利用にあたっての実施事項

- ①啓発活動にかかる人数・形態は、来館者等に支障がないように定めること。
- ②啓発活動実施に際して、必要な研修等を実施すること。
- ③啓発活動に利用する備品等の利用計画・実態報告を行うこと。
 - ・ パックテスト、コピー等の利用に際して、利用台帳等を作成し管理すること。
- ④当該施設に設置してある啓発機器等の点検・応急対応を行うこと。
 - ・ 水槽、エアーポンプ、顕微鏡、模型等に異常が発生した場合は、第三者及び展示物への影響拡大防止等の応急的な措置を行うこと。
- ⑤開館時における緊急時対応、防犯・防災対応については、協力団体が連絡体制等を定め関係者への指導を行うこと。

4. 利用の期間等

利用期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日 までの1年間

開館日：原則、11月～3月末までを除く、土曜・日曜・祝日（なお、活動経費の範囲内での開館となります。）

利用時間：原則、午前9時から午後16時まで（準備・片付け等を含む）

※開館日、開館時間については、企画提案等に基づき来館者へのサービス向上等に寄与すると認めるときは、これを変更することができる。

5. 協力団体に提案を求める事項

見る見る館を利用した啓発活動に関する企画提案として、以下の啓発活動内容及び活動体制について提案をとりまとめ提出すること。

- (1) 啓発活動内容：芦田川流域の水質改善等にかかる啓発活動について
- (2) 活動体制：休日の一般開放にかかる活動体制

6. 活動に要する経費

(1) 基本的事項

来館者の施設の利用については、公的な施設のため「利用料金制」を採用してはならない。

(2) 活動経費（平成25年度）

啓発WGは施設を利用した啓発活動に必要と見込まれる経費の上限額(以下「基準価格」という。)として、企画提案書に基づき活動費(人件費、事務費、保険料等を指し、以下「活動経費」という。)に係る相当額を支払いすることとし、それ以外の支出については、協力団体の負担でまかなうこととなります。ただし、協力団体が提出した申請額が基準価格を下回る場合には申請額の範囲内で活動していただきます。

また、活動経費は、2.(3)の範囲における活動にのみ計上できるものとし、2.(3)の範囲

外でのイベント等と連携して活動を行う場合にあっては、2.(3)の範囲外での活動に対して活動経費を充当することはできません。

活動経費の支払い時期、方法等については、啓発WGと協力団体で締結する協定書で定めるものとします。

なお、活動経費の基準価格については、以下のとおり設定しており、申請にあたっては、基準価格以内の委託料に基づいて事業計画を作成することとします。

なお、基準価格は消費税及び地方消費税を含んだ額であるので、留意してください。

【基準価格】平成25年度 600千円程度（予定）

(3) 活動経費の精算

協力団体は利用期間での運営において、活動経費に剰余金が発生した場合は、返還を行うこと。

(4) 管理口座・区分経理

活動経費は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、協力団体としての当該活動に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7. 応募資格

(1) 応募者の資格

見る見る館を円滑かつ安定して運営できる法人その他の団体等とし、共同事業体も可とします。団体の場合、法人の有無を問いません。（ただし、個人は応募不可）また、次の全ての要件を満たすものとします。

- ①広島県福山市、府中市及び岡山県井原市のいずれかに主たる事務所又は事業所を有する法人等（共同事業所を含む）であること。
- ②代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがないこと。
- ③会社更生法（昭和27年6月7日法律第172号）及び民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等による手続をしている団体でないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑤国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、広島県における一般競争入札等の参加を制限されているものでないこと。

(2) 応募の形態について

応募者の形態は、以下の示す形態のいずれかとします。

- ・単独団体：一つの企業、団体（任意団体等。）
- ・共同事業体：複数の企業、団体から構成される事業体

※共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に

行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うことになります。

8. 募集要項の配布・説明会

(1) 担当部局

芦田川流域総合啓発作業部会 事務局（福山河川国道事務所 調査設計第一課）
〒720-0031 広島県福山市三吉町四丁目4-13
電話 084-923-2628 FAX 084-923-2557 e-mail fukuyama@cgr.mlit.go.jp

(2) 募集要項配布

以下のとおり、募集要項等を配布します。

配布期間：平成25年2月15日（金）から3月15日（金）までの平日午前9時から午後5時まで

配布場所：上記（1）及び国土交通省福山河川国道事務所ホームページ

(<http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>) からのダウンロード

(3) 募集要項等に関する説明会

日時：平成25年2月22日（金）午後2時～

場所：見る視る館 2階

参加人数：各団体3名以内とし、本募集要項を持参願います。

申込方法：平成25年2月15日（金）から平成25年2月21日（木）までの午前9時から午後5時まで（必着）

「芦田川流域環境啓発活動協力団体募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第2号）」により、以下のとおり申込してください。

申込場所：上記（1）に同じ

提出方法：FAX又はe-mail

(3) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「芦田川流域環境啓発活動協力団体募集要項等に関する質問書（様式第3号）」により、以下のとおり受付します。なお、齟齬等を防ぐため、質問期間以外の質問、又は口頭、電話での質問には回答できません。

受付期間：平成25年2月22日（金）から平成25年3月1日（金）までの午前9時から午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）に同じ

提出方法：FAX又はe-mail

(4) 募集要項等に関する質問書の回答

質問回答は、質問者及び説明会参加団体にFAX又はe-mailにより、質問者名を伏せて回答します。

回答日：平成25年3月4日（月）

9. 申請の手続き

(1) 啓発活動協力団体申請書の提出

申請書類に係る費用は、応募者の負担とし提出された書類や資料は返却しません。

- (ア) 芦田川流域環境啓発活動協力団体申請書(第1号様式)
- (イ) 見る見る館での環境啓発活動に関する事業計画書(様式第4号)
- (ウ) 見る見る館での環境啓発活動に関する収支計画書(様式第5号)
- (エ) 誓約書(様式第6号)
- (オ) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (カ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (キ) 直近3カ年における事業報告書及び決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- (ク) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類、又はこれらに相当する書類
- (ケ) 納税証明書
 - ・直近1年間の国税、都道府県民税、市町村民税の各納税証明書
 - ・設立1年未満の場合は、代表者の納税証明書(国税、都道府県民税、市町村民税)
 - ・その他の団体の場合は、代表者の直近1年間の納税証明書(国税、都道府県民税、市町村民税)
- (コ) 共同事業体による申請書類提出
 - ・申請書類(ア)～(エ)の他に、各構成員すべての上記(オ)～(ケ)の書類及び、各構成員で交わした協定書(任意様式)を提出すること。
- (サ) 受付期間：平成25年2月15日(金)から平成25年3月15日(金)までの午前9時から午後5時まで(必着)に郵送あるいは持参。
※FAXやe-mailでの申請は受付できません。
- (シ) 提出場所：8.(1)に同じ
申請書提出部数 正本：1部 副本：1部

(2) 申請にあたっての留意事項

- (ア) 複数申請の禁止
 - ・1応募団体につき1申請とします。同一構成共同事業体による複数の申請をした場合は、失格とします。
- (イ) 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合
 - ・申請がなかったものとして取り扱うこととします。
- (ウ) 共同事業体の構成団体の変更
 - ・共同事業体での提出後、代表団体及び構成団体の変更は認めません。
ただし、構成団体の倒産、解散等特別な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと啓発WGが判断した場合には、変更を可能とすることもあります。
- (エ) 応募の辞退
 - ・団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白になった場合には応募辞退届(様式7号)を提出して下さい。
- (オ) 提案内容変更の禁止

- ・軽微な変更を除き、提出した書類の内容を変更することは認めません。

(カ) 追加資料の提出

- ・啓発WGが必要と認める場合は、申請者に対して、提出された書類の内容についての説明又は追加資料の提出等を求めることがあります。

(キ) 虚偽の記載及び不正のあった場合の無効

- ・申請書に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

(ク) 著作権の帰属

- ・事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、啓発WGは、協力団体候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。尚、申請書類は理由の有無に関わらず返却しません。

(ケ) 情報公開条例に基づく開示請求

- ・提出された申請書類等については、法律に基づく開示請求により、個人に関する情報等非開示すべき箇所（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れのある情報等）を除き公開されることがあります。

(コ) 申請書類に該当がない場合

- ・申立書（様式第8号）を提出して下さい。

10. 協力団体の候補の選定

(1) 選定基準

- ①啓発活動に関する計画書に沿った運営を安定して行える物的及び人的能力を有していること。
- ②啓発活動に関する企画提案において、施設目的等との整合性・提案内容の実現性を有していること。
- ③来館者の公平な利用が確保できるとともに、サービスの向上が図れるものであること。
- ④見る見る館の効用を最大限に発揮するとともに、その運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(2) 選定方法

- ①選定に当たり、提出書類により応募資格を確認後、選定委員会による提案内容等の書類審査により協力団体を選定します。なお、応募者が多数の場合は書類審査後、提案概要説明（プレゼンテーション）及び質疑審査を実施する場合があります。
- ②提案概要説明（プレゼンテーション）を実施する場合は、日時、場所等について、後日、該当する申請者に対して文書で通知します。
- ③提案概要説明（プレゼンテーション）の出席者は3名以内とし、総括担当者については必ず出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員とします。（任意団体については構成員）

(3) 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があったとき。

- ② この募集要項に違反または著しく逸脱したとき。
- ③ 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。
- ④ その他不正行為があったとき。

(4) 審査結果の通知及び公表

選定委員会で申請者の最終評価を行い、協力団体としてふさわしい法人等を選定し通知します。
なお、選定結果は、申請者全員に文書で通知するとともに公表します。

1 1. 協力団体等との協定等の締結

(1) 協定締結

啓発WGと協力団体は事業内容に関する事項、管理に関する事項等について協議の上、協定を締結します。(別紙「芦田川見る視る館」の利用に関する協定書(案)のとおり)

また、使用にあたって、高屋川河川浄化施設を管理する国土交通省福山河川国道事務所と施設使用に関する覚書を締結してください。(別紙「芦田川見る視る館」等の使用に関する覚書(案)のとおり)

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、施設管理者及び啓発WGと協力団体は誠意を持って協議するものとする。

1 2. その他

(1) 協力団体の責任履行に関する事項

- ①協力団体は、施設又は来館者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに啓発WGに報告しなければならない。
- ②協力団体は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに啓発WGに報告しなければならない。
- ③前記に規定するもののほか、協力団体の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ①協力団体の責に帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合は、啓発WGは利用の取り消しをすることができるものとします。
また、協力団体の利用を取り消された場合、協力団体は啓発WGに生じた損害を賠償しなければならない。
- ②協力団体の責に帰すことができない事由による場合
不可抗力等、協力団体の責に帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合、啓発WGと事業継続の可否について協議するものとする。

③前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 法定等の遵守

協力団体は見る見る館の運営にあたっては、本要項のほか、関係法令・協定等に基づかなければならない。